



幸手市議会議員
本田ようこ

〒340-0164
幸手市香日向3-10-16
TEL: 080-5137-4539

幸せの手

発行：本田ようこ後援会

一般質問報告

市災害用備蓄品にも、女性の視点が必要では？

幸手市災害用備蓄品倉庫別一覧表より

物品名	倉庫合計数(個)
子ども用おむつ XL	1,104
子ども用おむつ L	6,846
子ども用おむつ M	8,665
子ども用おむつ S	6,849
大人用おむつ XL	320
大人用おむつ L	2,519
大人用おむつ M	2,834
大人用おむつ S	2,176
生理用品(枚)	18,000

左の表を見て、何かお気づきになりませんか。

おむつの分類が子ども用・大人用でしかないこと。
大きさの分類がXL・L・M・Sであること。

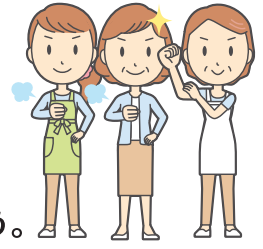


乳幼児の男の子用・女の子用の区別すらありません。
大人の男性用・女性用・または併用・介護用の区別すらありません。
また、日中用・夜用も同様。おむつ替えに必要なおしりふきは備蓄にありません。尿漏れパットも同じく備蓄にありません。
また、生理用品では1回の生理に一人35枚として約514人分しか備蓄されていません。これでよいのでしょうか。
困るのは幸手市民のみなさまです。



このように、防災には暮らしをよく知る女性の声が必要です。授乳や介護など、どこでどうしたらよいのか。また、避難所では女性や子どもなどが被害を受ける事件も、思った以上に発生します。そんな対策などどこにも入っていません。このままでいいのでしょうか。

避難訓練や避難所運営などの防災に関する会議には「女性の声」、「女性の底力」が必要なのです。私も議会で防災についての女性登用を訴えています。どうか他人事ではなく、災害から命を守るため、防災に対して声をあげてください。意見をいってください。そして一緒に幸手の安心をつくりましょう。



水害避難時の注意点と避難所に行けない時は？

■ 災害に備え行う事は「幸手市洪水ハザードマップ」を見て、自分の地域の浸水想定を確認することです。
もし、水害が起きた時、どのように避難すればいいのか。浸水が起きている際に避難を試みると、命の危険を招く可能性もあります。どうすれば良いか確認しましょう。

想定浸水深(赤テープ)



4号線 東二丁目 交差点付近
令和4年第4回定例会の本田ようこ一般質問により実現致しました。

NG 水がひざ上まできている場合は、避難は危険

人は、水の中で思ったように重くない

浸水が50cmを上回る時の避難は危険

20cmでも歩行不可能になることも。

用水路がある場所には転落のおそれあり

水害避難時に注意すること

参考：内閣府、国土交通省

万が一、水の中を歩かなければならない時

長い棒を頼りにする。側溝やマンホールにはまらないよう足元に十分注意する

動きやすい格好で避難する

ポイント 持ちものはリュックに入れ、両手を自由にする

避難ができないときは、高いところへ行く

自宅や頑丈な建物のできるだけ高い階に避難

避難所に行くことだけが避難ではありません。

必ず靴は履く

NG 長靴は厳禁

水が入り重くなり、動きづらくなる可能性がある



昭和22年9月のカスリーン台風時幸手市の様子

※ハザードマップをお持ちでない方は、市役所のくらし防災課にて配布しています。

■ 監査委員は、地方自治法第 195 条第 1 項の規定により、市に置かれることになっている独任制の執行機関で、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理の監督が基本的な職務です。議選による 1 名の不在は違法となります。



「監査委員」の議会選出に何故 1 年もかかったのか…

令和 5 年 6 月定例会

- ・ 議案第 38 号監査委員の選出について 不同意
- ・ 枝久保喜八郎議員の議長不信任決議 可決
- ・ 4 回の広報委員会に 3、4 名が欠席のため、議会だよりの発行が 1 か月のびる。
- ・ 議会外：3 市 2 町の利根川栗橋流域水防事務組合の議長は、慣例で幸手市の議長が受けることになっていたが、突然「投票」となり、近隣市町に迷惑をかけてしまう。

9 月定例会

- ・ 一般質問通告は 5 名が通告せず。議員の権利を放棄しました。
- ・ 定例会前に市から議員へ提出案の説明を行う議員全員協議会に、5 名欠席。
- ・ 3 会派より議長へ抗議文が提出される。その後 9 人より議長の速やかな退任について文書が提出される。枝久保喜八郎議員の議長辞職勧告決議 可決

12 月定例会

- ・ 全ての暴力とハラスメントを防止する決議 可決
- ・ 藤沼貢議員の議員辞職勧告決議 可決
- ・ 2 月 5 日ハラスメントに関する議員研修会を行う (2 名欠席)
協議にならない会議が続く…

令和 6 年 3 月定例会

- ・ 議員 5 名にて市長へ監査委員の推薦を伝える。(署名 5 名、同意 5 名)

6 月定例会

- ・ 同意 5 名が市長を呼び出し推薦を伝える。
- ・ 議会最終日の前日、議長から念書が議会事務局へ出される。内容は、議選監査委員の職を自ら受け、全会一致または賛成多数となったあかつきには、議長の職を辞任するということでした。ある議員からは信用できないと辞職届をといわれ、辞職届も預けていました。しかし、監査委員は松田議員で市長提案され、賛成 10、反対 2 で可決。

議会の問題は次のようなこと

1. 改選後すぐに議長不信任案や辞職勧告決議案を可決、監査委員の選出を積極的に進められなかったこと。
2. 12 月議会では、全ての暴力とハラスメントを防止する決議、続いて藤沼貢議員の辞職勧告決議共に可決し、同様に積極的に進められなかったこと。
3. 監査委員の協議が進まなかったこと。
(推薦者を議会として協議できなかったこと、協議に全員参加が実現しなかったこと)
4. 議会において一般質問通告書を議長あてに提出しますが、議長名も消して出す一般質問通告書が通用するのか。また、それを何故受け入れたのか。
5. 議長に対して疑義があるとして、議員全員協議会や広報委員会に欠席する議員がいるが、それでいいのか、きちんと出席し、意見をいうべきではないのか。
6. 市長提案の監査委員選出に対するおかしい議長の行動。議長の支援者がそれに同調し市長と反対の動きをし、議員に圧力などをかけていたこと。議長は公平公正でなければならない。

市民の皆様へ

私はこの監査委員について書くべきか、私が常識とと思っていることが変なのかとても悩みました。しかし、このことを知る権利が皆様にあると思いました。それぞれが議員として私も含め襟を正し、市民のための政治をしなければなりません。どうか皆様の大切な 1 票を託した議員への責任を感じ、しっかり見て、市民のために働く議員を見極めてください。

